

議案第 6 1 号

さいたま市下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市下水道条例の一部を改正する条例

さいたま市下水道条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 7 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第 1 章 [略] 第 2 章 [略] 第 1 節・第 2 節 [略] 第 3 節 <u>公共下水道の構造の基準等（第 2 1 条 第 2 6 条）</u> 第 4 節 補則（第 2 7 条 第 3 5 条） 第 3 章 <u>都市下水路（第 3 6 条・第 3 7 条）</u> 第 4 章 <u>罰則（第 3 8 条・第 3 9 条）</u> 附則  （趣旨） 第 1 条 この条例は、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、 <u>公共下水道及び都市下水路の設置、維持その他の管理並びに公共下水道の利用</u> に関し必要な事項を定めるものとする。  （資料の提出） 第 2 0 条 [略]  第 3 節 <u>公共下水道の構造の基準等</u>	目次 第 1 章 [略] 第 2 章 [略] 第 1 節・第 2 節 [略]  第 3 節 補則（第 2 1 条 第 2 9 条） 第 3 章 <u>都市下水路（第 3 0 条）</u> 第 4 章 <u>罰則（第 3 1 条・第 3 2 条）</u> 附則  （趣旨） 第 1 条 この条例は、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、 <u>市の設置する公共下水道の管理及び利用並びに都市下水路の管理</u> に関し必要な事項を定めるものとする。  （資料の提出） 第 2 0 条 [略]

(公共下水道の構造の技術上の基準)

第21条 法第7条第2項に規定する公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第24条までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第22条 排水施設(これを補完する施設を含む。次条において同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。第24条において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第23条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設ける

こと。

- (5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。
- (6) 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。

（処理施設の構造の技術上の基準）

第24条 処理施設（終末処理場であるものに限る。

第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、第22条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。第26条において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていること。

（適用除外）

第25条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

（終末処理場の維持管理に関する基準）

第26条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努

めるとともに、構内の清潔を保持すること。

(6) 汚泥処理施設については、前号に掲げるもののほか、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように規則で定める措置を講じること。

#### 第4節 [略]

第27条 [略]

第28条 [略]

第29条 [略]

第30条 [略]

第31条 [略]

(原状回復)

第32条 第30条第1項の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不適当であると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する者に対し、同項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

第33条 [略]

第34条 [略]

第35条 [略]

#### 第3章 [略]

(維持管理の技術上の基準)

第36条 法第28条第2項に規定する都市下水道の維持管理に関して必要な技術上の基準は、しゅんせつを1年に1回以上行うこととする。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。

#### 第3節 [略]

第21条 [略]

第22条 [略]

第23条 [略]

第24条 [略]

第25条 [略]

(原状回復)

第26条 第24条第1項の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不適当であると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、第24条第1項の占有の許可を受けた者に対し、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

第27条 [略]

第28条 [略]

第29条 [略]

#### 第3章 [略]

(準用規定)

第37条 第22条、第23条(第6号に係る部分を除く。)、第25条及び第28条から第32条までの規定は、都市下水道について準用する。この場合において、第28条第1項、第29条及び第30条第1項中「法第24条第1項」とあるのは、「法第29条第1項」と読み替えるものとする。

(罰則)

第38条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1)~(7) [略]
- (8) 第27条に規定する命令に違反した者
- (9) 第32条第2項(前条において準用する場合を含む。)の規定による指示に従わなかった者
- (10) 第34条の規定に違反して取付管の新設等の工事を実施した者
- (11) 第6条第1項、第28条(前条において準用する場合を含む。)又は第34条の規定による申請書又は書類、第6条第2項本文、第11条、第12条、第13条第2項又は第15条の規定による届出書、第17条第3項第3号の規定による申告書又は第20条の規定による資料の不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第39条 [略]

(準用規定)

第30条 第22条から第26条までの規定は、都市下水道について準用する。この場合において、第22条第1項、第23条及び第24条第1項中「法第24条第1項」とあるのは、「法第29条第1項」と読み替えるものとする。

(罰則)

第31条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1)~(7) [略]
- (8) 第21条に規定する命令に違反した者
- (9) 第26条第2項(前条において準用する場合を含む。)の規定による指示に従わなかった者
- (10) 第28条の規定に違反して取付管の新設等の工事を実施した者
- (11) 第6条第1項、第22条(前条において準用する場合を含む。)又は第28条の規定による申請書又は書類、第6条第2項本文、第11条、第12条、第13条第2項又は第15条の規定による届出書、第17条第3項第3号の規定による申告書又は第20条の規定による資料の不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第32条 [略]

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前1年以内に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令(平成23年政令第363号)による改正前の下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第18条の規定により行われたしゅんせつは、この条例による改正後のさいたま市下水道条例第36条の規定により行われたしゅんせつとみなす。